



副産物公売のご案内

資格付一般競争入札

令和5年度第1回

令和5年8月8日（火）

開始 9時30分 締切 9時35分

〒 324-0022 栃木県大田原市宇田川1787-15
塩那森林管理署
TEL 0287(28)3125

公 売 公 告

令和5年7月25日

分任契約担当官

塩那森林管理署長 里見 昌記

下記のとおり副産物の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧の上、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得に従い入札してください。

記

1 入札及び開札の日時

令和5年8月8日（火）

入札 9時30分開札 9時35分（締切後、即時改札）

2 入札及び開札の場所

塩那森林管理署 2階会議室

3 入札物件

（1）次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 産物の種類及び数量

4 本競争への参加に必要な資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けている者に限ります。ただし、次の者は参加することができません。

（1）予算決算及び会計令第70条に該当する者

（2）予算決算及び会計令第71条に該当する者

（3）関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者

5 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を結ばないときは、落札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なお、この場合、林産物の売払いに係る資格の取り消し、又は付与

しないことがあります。

- 6 契約保証金
免除します。

7 入札における留意事項

(1) 入札方式

紙入札方式により行います。入札番号、入札金額、入札日、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名及び代理人による入札の場合は代理人氏名を記載した「入札書」（別紙2）により入札を行ってください。

また、郵便入札を認めます。送付場所、到着期限、留意事項は次のとおりです。なお、入札結果については落札決定後に通知します。

ア 送付場所 〒324-0022

栃木県大田原市宇田川1787-15

塩那森林管理署

イ 到着期限 8月7日（月） 16時00分必着。

*上記の期限以後に到着したものは、無効とします。

ウ 留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「副産物公売入札書在中」と朱書し、書留又は配達証明でお送りください。

(2) 入札金額及び消費税

入札金額に消費税相当額10%を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額としますので、入札書には買受希望金額に110分の100を乗じた金額を記入してください。入札後には金額の訂正及び入札の取消は認めないので注意願います。

なお、契約締結以後、契約書等で金額が明示されているものを除き、本契約に係る違約金、延滞金、率で表されるものについては、全て消費税を加算した契約金額を対象とします。

(3) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人ではなく代理人が入札を行う場合は、「委任状」（別紙1）の提出が必要です。委任状がない場合は入札に参加できません。

イ 入札書

「入札書」（別紙2）には代理人氏名の記入も必要となります。また、この場合は競争参加者の代表者印は不要です。

(4) 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ア 本競争に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しなかった代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札
- エ 記名のない入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一物件の入札について複数の入札書がある入札
- ケ 入札者又はその代理人が他の入札者の代理をした入札
- コ 入札を締め切った後にした入札
- サ 暴力団排除に関する誓約（別紙3）に虚偽又は違反の事実が明らかとなった者のした入札
- シ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定

- ア 開札は入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者が2名以上いたときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。
- イ 落札宣言後は、どのような理由があっても入札無効の申し出を行うことはできません。

8 契約締結の成立及び期限

- (1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。
- (2) 契約の締結期限は令和5年8月18日（金）までとします。

9 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

10 代金の延納

- (1) 1物件の契約代金額が150万円以上の場合は、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより代金の延納を認めます。（年利1.00%）

延納利息代金額の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金額＝（契約代金額×延納日数×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。
- (3) 延納日数は、6ヶ月以内とします。

1.1 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部の納入又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。
- (2) 物件の引渡しは、買受人立会による引渡しをしないことについて同意する場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づく「みなし引渡」を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあった時、又は代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなしますので、金融機関の発行する領収書等の写しを塩那森林管理署長へ必ず提出してから搬出してください。
- (3) 引渡しを受けたときは、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を塩那森林管理署長に提出してください。

1.2 搬出期間

搬出期間は次のとおりとします。

- (1) 50m³ 未満 10日間
- (2) 50m³ 以上100m³ 未満 15日間
- (3) 100m³ 以上 20日間

1.3 規程等の閲覧場所

- (1) 販売物件明細書、契約書（案）
塩那森林管理署又は塩那森林管理署ホームページで閲覧してください。
掲載ページ
<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/enna/index.html>
- (2) 各規程等
 - ア 国有林野事業林産物売買契約約款
 - イ 国有林野の産物売払規程
 - ウ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）
 - エ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

ア～ウの掲載ページ

関東局ホーム>公売・入札情報>公売・入札物件のご案内（入札一覧）
>林産物の売払情報

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/index.html>

エの掲載ページ

関東局ホーム>公売・入札情報>入札・見積心得

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/kokoroe.html>

ホームページを閲覧できない方は、塩那森林管理署業務グループ（経営担当）へお問い合わせください。

1.4 その他留意事項

- (1) 本物件の搬出について、入札にあたり運搬する車両が、運搬区間を走行できるか確認のうえ、入札してください。また、当署ではトラック積込みの受託事業は実施しておりません。買受人で積込み作業は行って下さい。
- (2) 競争参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。
- (3) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを記載します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (4) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明としてください。
- (5) 事業支障木のため土砂等が付着していることに留意のうえ、物件の種類・規格・品質等は必ず現物を熟覧してください。
- (6) 売払番号1、2については、現地案内を行いません。売払番号2については、林道のゲートを施錠しているため、物件を確認したい方は、鍵を貸与しますので、須賀川森林事務所（TEL0287-54-2077）もしくは下記にお問合せください。

1.5 お問い合わせ

不明の点については、下記までお問い合わせください。

〈問合せ先〉

塩那森林管理署 業務グループ（経営担当）

電話番号：0287-28-3125

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されています。第三者から不当な働きかけを受けた場合には、この規程に基づきその事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、関東森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

別紙 3

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

契約番号

副産物

売 買 契 約 書 (案)

売買物件の 所在場所				面積(ha)
売買物件の 種類及び数量	区 分	樹 種	本数(本)	材積(m³)
	副産物			
	内 訳 令和○年度第○回			
売買代金	売 買 代 金		円	
	うち消費税抜代金		円	
契約保証金	免除		円	
売買代金の分収額	官収分	分 収 額	円	
		うち消費税抜代金	円	
官行造林立木竹 分収造林立木竹	民収分	分 収 額	円	
		うち消費税抜代金	円	
分収育林立木竹	分収権者			

売 買 代 金 納 付 の 方 法	現金納付分	売買金額	円	納付期限	令和 年 月 日
	延 納 分	延納金額	円	延納期間	～ 日間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円 以上	担保の種類	
		延納利率	年 %	同提供期限	
	分割延納分	延納金額	円	延納期間	～ 日間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円 以上	担保の種類	
延納利率		年 %	同提供期限		
売買物件の 引渡方法	みなし引渡し	売買物件の 引渡期間(期限)	代金納付の日又は延納担保 提供の日 (概算の場合の最終期限)		
売買物件の 搬出期間(期限)	引渡の日から起算して ヶ月 (期限)				
売買(使用) 目的の指定		施設設置等 の指定			
特約事項					

* 概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

* 本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である。

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売 渡 人 分任契約担当官

塩那森林管理署長

買 受 人

特約事項

- 1 搬出に市町村道、農道等を使用する際は、必要に応じて敷鉄板等による保護など道路に毀損が生じないように対策を講じ、万一、毀損等があった場合は買受人の負担で復元すること。
- 2 事業完了後に所轄事務所の森林官等（以下「森林官等」という。）から林道の路面整正等について指示があった場合は従うこと。
- 3 土場及び搬出に私有地を使用する場合は、土地所有者と直接交渉を行うこと。
- 4 搬出等に販売区域以外の国有林を使用する場合は、「国有林野無料利用申請書兼請書」を管轄事務所へ提出すること。
- 5 作業実施に当たっては、労働安全及び山林火災防止等に十分留意するとともに、過積載を行わないなど法令順守を徹底すること。万一、労働災害等が発生した場合は、管轄事務所又は塩那森林管理署へ連絡すること。
- 6 官民境界標識の保護
事業実行中は「官民境界標識」を毀損、亡失させないように注意すること。万一、境界標の毀損等が発生した場合は、買受人の負担で復元すること。
- 7 以上のほか、塩那森林管理署職員が提示した事項についても必ず遵守すること。

別紙 1

委 任 状 (例)

分任契約担当官
塩那森林管理署長 殿

私は、〇〇 〇〇を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 入札件名
- 3 委任事項 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

注意：代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出してください。

委 任 状 (例)

分任契約担当官

塩那森林管理署長 殿

私は、〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 委任事項 入札に関する一切の件
見積もりに関する事項

.....

- 2 委任期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知の上、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官
塩那森林管理署長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称
代表者氏名

(代理人)

氏 名

資格付一般競争入札

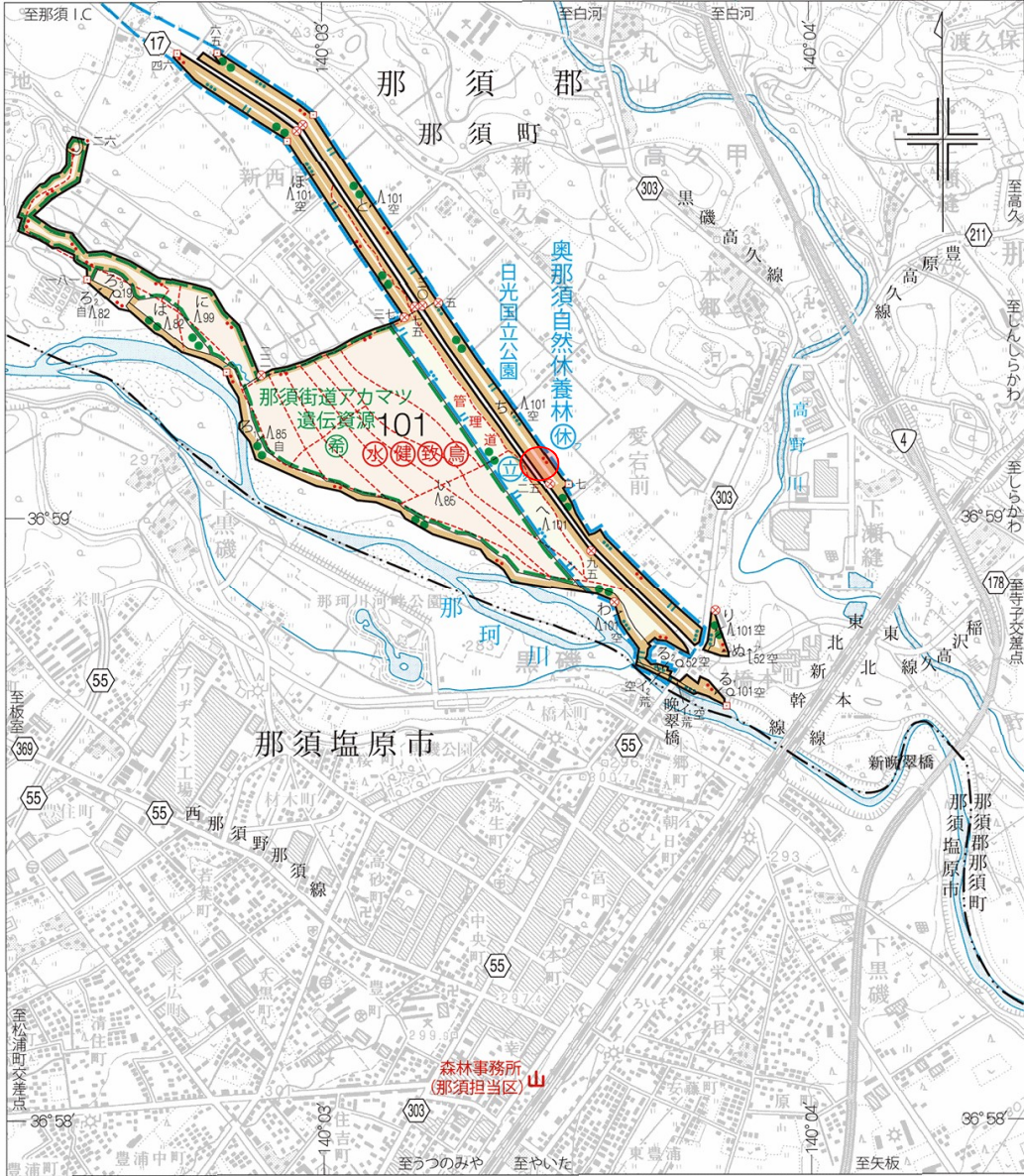
令和5年度 副産物 第1回

令和5年8月8日（火）

販売物件明細書

塩那森林管理署

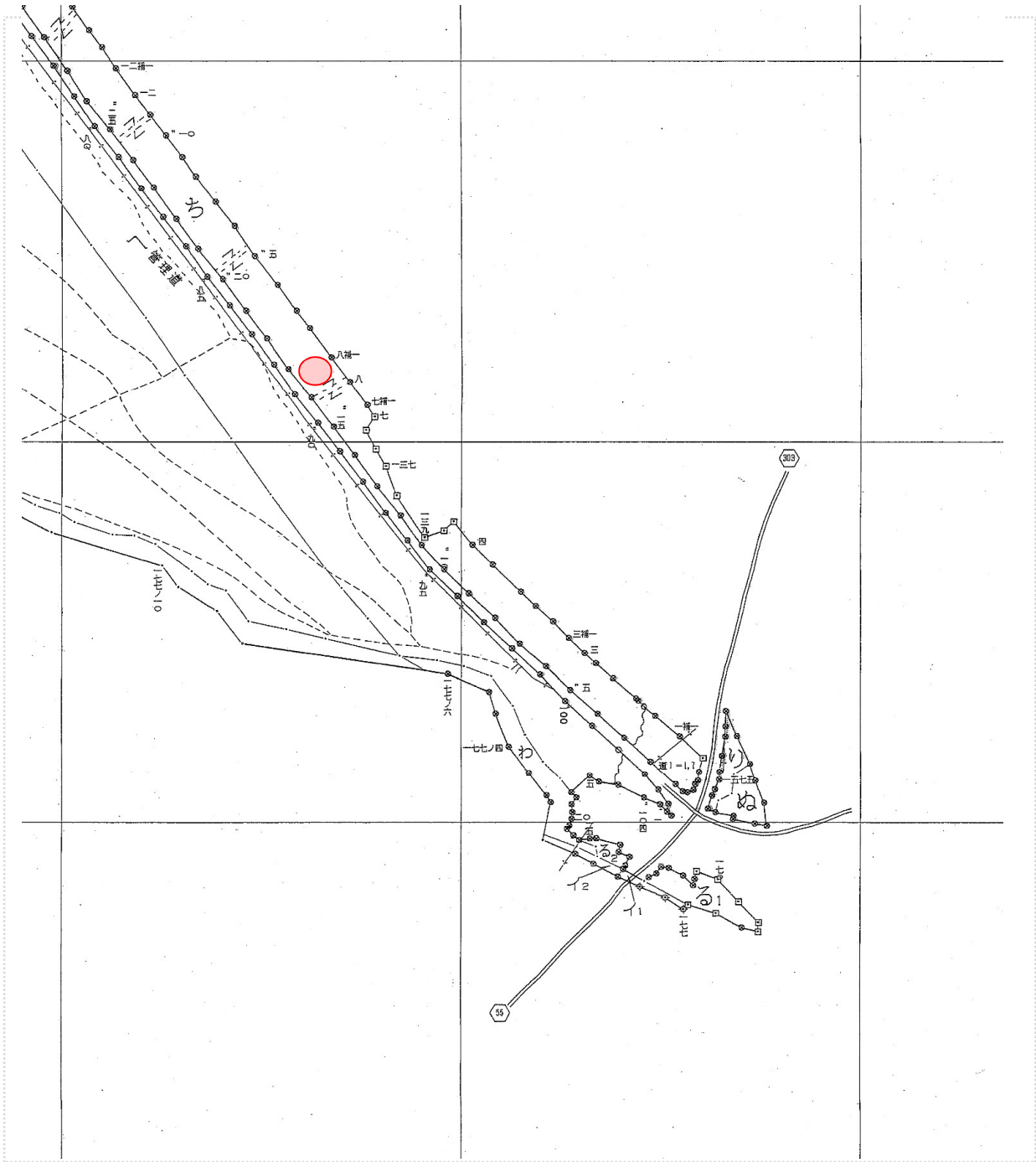
売払 番号	売払物件所在地	材積(m3)
1	栃木県那須郡那須町大字高久甲字高久第1国有林101ち林小班	137.75



N
4

凡 例	
山 元 土 場	●

売払 番号	売払箇所位置図	材積(m3)
1	栃木県那須郡那須町大字高久甲字高久第1国有林101㊦林小班	137.75



N
4

凡 例	
山元土場	○

令和5年度 副産物 第1回 売払番号1 集積状況

N

県道17号

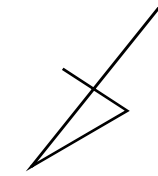
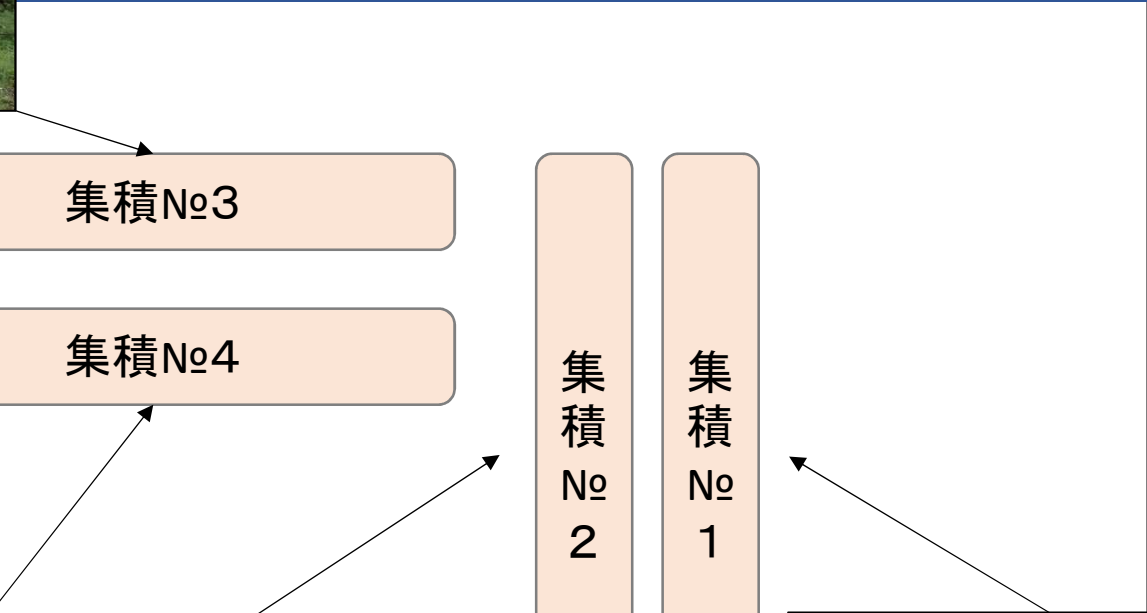
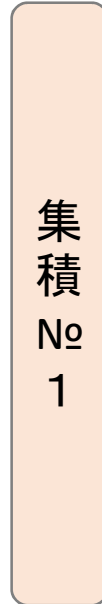
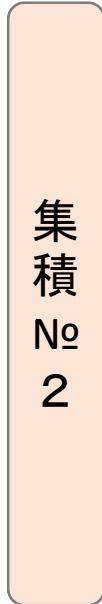
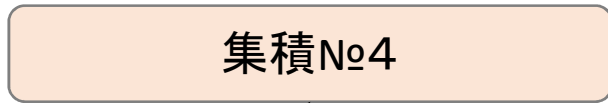
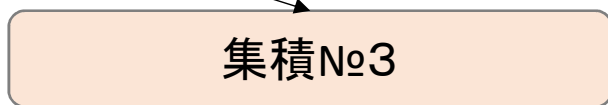
町道新高久9号線

集積No3

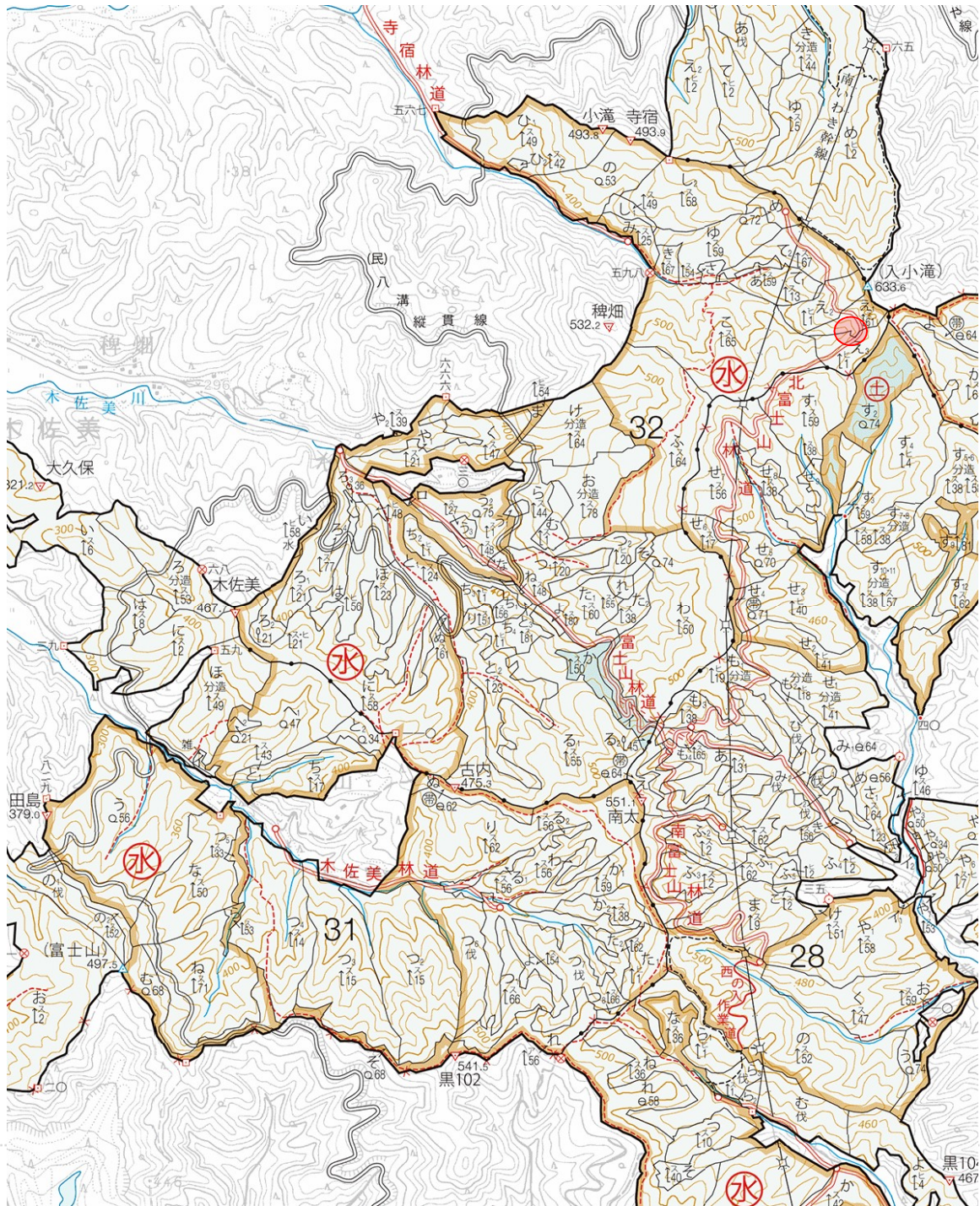
集積No4

集積No2

集積No1



売払 番号	売払物件所在地	材積(m3)
2	栃木県大田原市大字寺宿字入小滝国有林32え3林小班	46.94



N
4

凡 例	
山元土場	●

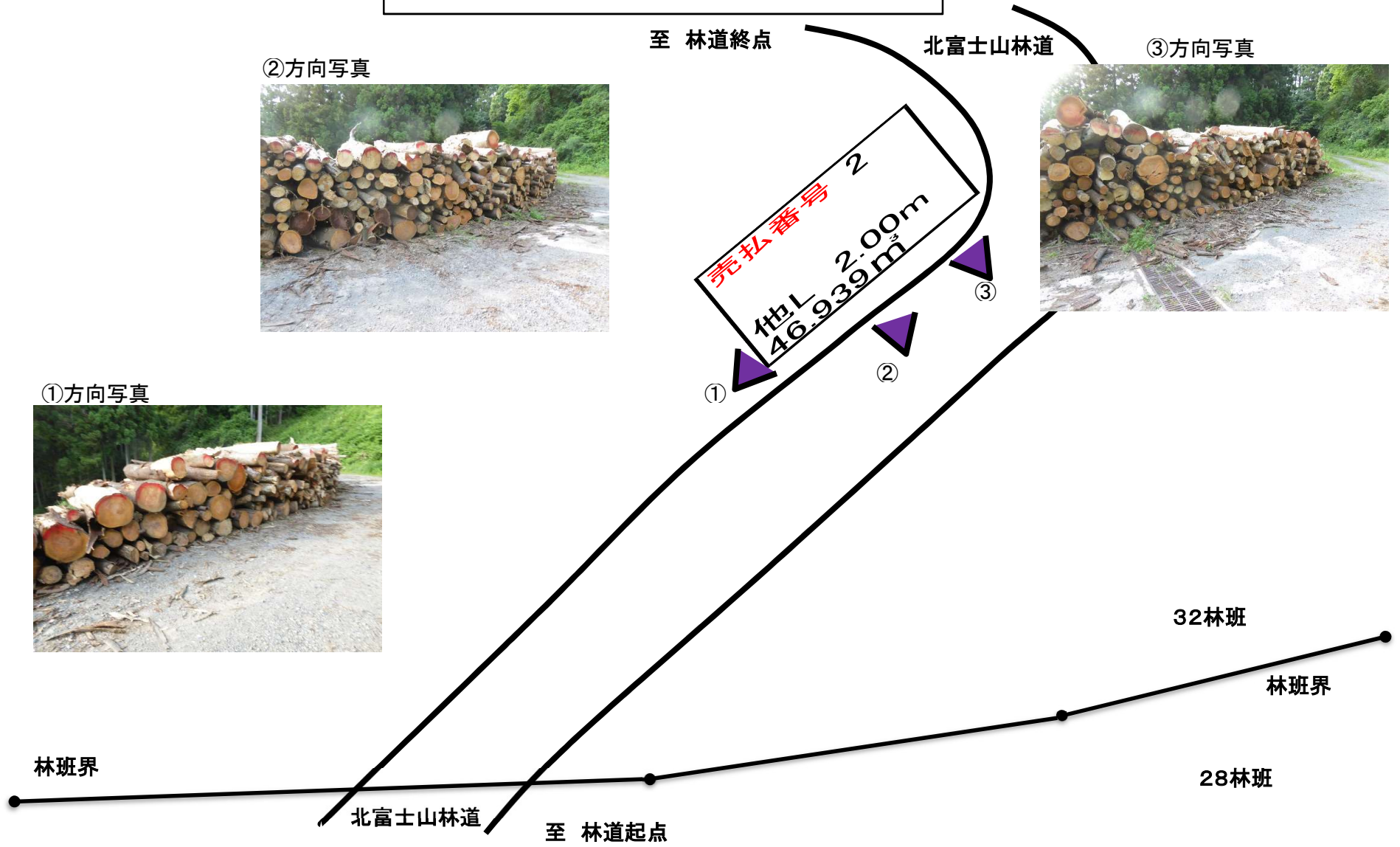
売払 番号	売払箇所位置図	材積(m3)
2	栃木県大田原市大字寺宿字入小滝国有林32元3林小班	46.94



N
4

凡 例	
山元土場	○

令和5年度 副産物 第1回 売払番号2
32元3林小班土場(北富士山林道) 極山配置図



②方向写真



③方向写真



①方向写真



林班界

北富士山林道

至 林道起点

●

32林班

林班界

28林班

●

●

①

②

③